

# 認定事例

(災害補償課)

## ポンプ操法訓練中に転倒、右膝を強打し右膝関節に機能障害を残した場合の障害等級〔第12級第7号〕

- 1 災害を受けた者 A県B町 班長(46歳)  
自営業(農業)
- 2 傷病名及び程度 右膝蓋骨骨折、右膝関節拘縮

### 3 経過

平成17年8月30日、消防団員が消防演習に向けた消防ポンプ操法の訓練中、濡れた路面に足を滑らせ転倒した際、右膝を強打したもので、翌31日に入院、同年9月1日に骨折観血的手術(膝蓋骨)を施行、2週間の入院後、通院(月に1~2日)を継続し、平成19年7月6日をもって症状固定した。

### 4 残存する障害

#### 〈担当医所見〉

- ①右膝伸展：0度、屈曲：110度(関節拘縮による。)

	右膝(患側)	左膝(健側)
屈曲(他動)	110度	150度
伸展(他動)	0度	0度

- ②右大腿部萎縮(健側比2cm減)  
③蹲踞・正座不能  
④レントゲン検査にて右膝蓋骨低位を認める。

#### 【説明】

本件は、右膝蓋骨骨折及び右膝関節拘縮により関節可動領域に障害が残存したものであり、その残存障害の程度を、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年9月総務省令第110号)及び「障害等級の決定について」(昭和51年12月消防消第153号)に基づき、以下のとおり検討しました。

まず、担当医所見①より、健側の左膝関節の運動可能領域が屈曲150度、伸展0度に対して、患側の右膝関節の運動可能領域が屈曲110度、伸展0度であることから、患側は健側の可動域の4分の3以下(約73%)に制限されていることが確認できます。

$$\begin{aligned} & \text{(患側：右膝関節可動領域)} \\ & \text{／(健側：左膝関節可動領域)} \\ & = \text{(屈曲110度+伸展0度)} \\ & \text{／(屈曲150度+伸展0度)} \\ & = 73.3\% (\leq 3/4) \end{aligned}$$

当該可動域制限については、レントゲン所見上で確認されたことから、障害の程度は、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの(※)」(障害等級第12級第7号)に該当するものと認められます。(下肢における3大関節とは、股関節、膝関節及び足関節を言います。)

次に、担当医所見②については、脚長の短縮でなく、大腿周囲の短縮を指しているものであり、これについては、障害等級の評価対象とはなりません。

また、担当医所見③については、右膝の可動域制限が要因となって発生しており、これについては、担当医所見①の機能障害で評価されています。

したがって、本件の障害の程度は、下肢の機能障害として第12級第7号と決定しました。

※「関節の機能に障害を残すもの」とは、関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の3以下に制限されるものをいう。(障害等級の決定について Xの2のイの(エ))